

随意契約理由書

工事名称：堺泉北港 泉北 6 区 助松コンテナターミナル ガントリークレーン補修工事

本設備は、助松埠頭のコンテナターミナルにおける荷役作業に供するために設置された設備であります。

ガントリークレーンはコンテナ荷役の主要機器であり、その機能の停止はコンテナ物流の停止に直結し、堺泉北港の信頼を損なうことにつながるため、常時安全かつ確実に稼働させるべく、その機能を確実に保持する必要があります。

当該設備は、平成 8 年度に設置以降、年次点検整備を実施しておりますが、特に近年では、経年劣化による不具合が多く報告されていることから、信頼性の確保と、クレーン性能検査合格に備え、補修を実施するものであります。

当該ガントリークレーンは製作会社が独自に開発設計した技術等を用いて構築されており、いわゆる汎用設備ではなく、当該設備用に設計、製作されたものです。

よって、本工事を実施するには、当該設備の詳細な構造を把握し、過去のシステム改良や補修履歴等の維持管理に係る知識及び技術を有するなど、特別な能力が必要であります。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該クレーンを設計、製作、据付を行った三井造船株式会社から保守業務を事業継承し、同設備の維持管理に携わってきた株式会社三井 E & S 以外にいないことから、同社関西支社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積りを徴取すべきところですが、本件は上述のとおり、株式会社三井 E & S 関西支社でなければ履行できないものに該当することから、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略するものです。